

○環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

環境大臣 山本 公一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第十条の十及び第十条の二十三の改正規定は、平成二十九年五月十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。